

## 実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
富士宮市	星山地区(向原)	令和4年2月10日	令和6年3月11日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11.15ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.43ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	9.43ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.67ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.27ha
(備考) 1.4ha(耕作されない面積)。外部からの担い手により対応。	

- 注1:③の「65才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

所有者の年齢が今後、高齢化していき、将来、空き農地が増えると予想される。その際、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

この地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向  
貸付け等の意向が確認された農地は、2筆、2,769㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針  
農地の貸借は農地バンクを利用することを原則とし、農地中間管理事業を活用して中心経営体をはじめ認定農業者や認定新規就農者の借り受けを促していく。  
中心経営体が病気や怪我その他の事情で営農の継続が困難になった場合には、新たな担い手への再配分を進めることが出来るよう、地区内の話し合いによる中心経営体への集積を進める。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。